

けんこう農園利用者の方へ

けんこう農園を利用されるに当たっては、以下のことを守ってください。守っていただけない場合は、契約を解除することがあります。

〈利用マナーについて〉

- (1) 農機具庫のような工作物は作らないでください。ただし、茎やツルを這わせる支柱や防鳥ネットを設置することは可能です。設置する際は、風で飛ばないようにしっかりと固定してください。
- (2) 自分の区画外の通路や土手の土を掘って、自分の区画へ入れないでください。通路や土手は共用です。
- (3) 刈った草や野菜クズ、空の肥料袋等のごみは各自で持ち帰る等、責任をもって処分してください。ただし、刈り取った草や野菜クズを自分の区画内で再利用（堆肥化）することは可能ですが、野焼きは禁止です。
- (4) 自家用車で農園に来られる場合は、路上駐車をしないでください。
- (5) 農園で使用される水は、各自で用意してください。園内に水路や水道がある場合は、それを利用できます。
- (6) 農薬を使用される場合は、栽培作目に応じて登録農薬を使用させていただくとともに使用基準を厳守してください。また、近隣の作物に飛散しないように注意してください。

〈利用期間について〉

契約期間は1年ですが、契約の更新をすれば最長5年間まで引続いて利用することができます。

〈利用料について〉

利用料は、お近くの金融機関等で納期限までに必ず納入してください。契約期間の途中で利用をやめられても1年分の利用料がかかります。

〈利用契約の解除について〉

- (1) 病気・けが、市外に引っ越す等の理由により、利用続行が困難となった場合は、利用契約を解除することができますので、その際は必ずご連絡ください。

※他の者に転貸することは、貸付契約書第7条(4)で禁止しています。

- (2) 利用を解除する場合は、栽培中の作物を収穫し、草刈りをするなどして原状に回復してください。

